

令和7年
5月号

西沢駐在所だより



鹿沼警察署 0289-62-0110

西沢駐在所 0289-77-2340

消費者庁主催の『消費者月間』について

実施期間 5月1日（木）から31日（土）までの一か月間

屋根修繕業者を装う訪問販売に注意！

～最近の悪質商法として、特に注意して貰いたい事例を紹介します～

突然事業者が訪問し、「近くで工事をしていたら、お宅の屋根が浮いているのが見えた。このままでは雨漏りする。早く直した方がいい。」等と話し、時には屋根に登り、業者が事前に用意した壊れた屋根の写真を見せ、消費者の不安を煽って、実際には壊れていない屋根の修繕契約を締結させる事案が発生しています。

業者に言われるがまま契約することなく、家族に相談する、訪問業者を確認するなど、よく確認・検討し、すぐに契約しないように注意するとともに、断る場合は毅然とした態度で断り、有事の際は110番通報を心掛けましょう。



自転車の安全で適正な利用の促進について

～ 自転車に乗るときは
ヘルメットをかぶろう ～

自転車に乗るときの基本ルール

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と
一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



ヘルメット着用有無別人身損傷主部位「頭部」
構成率比較【令和2年～6年合計】



(注) 自転車乗用中の死者・重傷者における人身損傷主部位が「頭部」であった者の構成率を比較した。

自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方の約半数は、頭部に致命傷を負っています。
また、致死率は、非着用が着用比べて約1.7倍高くなっています。
自分の命を守るためにも、自転車を利用する全ての方は、ヘルメットを着用しましょう。